

平成20年 3月 7日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	堀 岡 敏 喜	2番	炭 竈 ふく代
3番	山 口 敏 子	4番	小坂井 実
5番	佐 藤 高 清	6番	佐 藤 博
7番	武 田 正 樹	8番	立 松 新 治
9番	山 本 芳 照	10番	渡 邊 昶
11番	伊 藤 正 信	12番	三 浦 義 美
13番	浅 井 葉 子	14番	中 山 金 一
15番	安 井 光 子	16番	三 宮 十五郎
17番	黒 宮 喜四美	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

3番	山 口 敏 子	4番	小坂井 実
----	---------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(31名)

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	加 藤 恒 夫
総 務 部 長	北 岡 勤	民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	大 木 博 雄
開 発 部 長	横 井 昌 明	十 四 山 総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	平 野 雄 二
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美	十 四 山 支 所 長	平 野 瞳
十 四 山 ス ポ ー ツ セ ン タ ー 館 長	平 野 茂 雄	総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	佐 藤 忠
民 生 部 次 長 兼 市 民 課 長	加 藤 芳 二	開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	早 川 誠
総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	服 部 昭 男	教 育 部 次 長 兼 図 書 館 長	高 橋 忠
監 査 委 員 長 事 務 局 長	加 藤 重 幸	総 務 課 長	佐 藤 勝 義
企 画 情 報 課 長	村 瀬 美 樹	管 財 課 長	渡 辺 安 彦
防 災 安 全 課 長	服 部 正 治	保 険 年 金 課 長	佐 野 隆
環 境 課 長	久 野 一 美	健 康 推 進 課 長	鯖 戸 善 弘
福 祉 課 長	横 井 貞 夫	介 護 高 齡 課 長	佐 野 隆
児 童 課 長	山 田 英 夫	商 工 労 政 課 長	若 山 孝 司

土木課長 三輪 眞 士 都市計画課長 伊藤 敏 之
下水道課長 橋村 正 則 教育課長 前野 幸 代
社会教育課長 水野 進

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 下里 博 昭 書 記 柴田 寿 文
書 記 岩田 繁 樹

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第5 議案第1号 平成20年度弥富市一般会計予算
- 日程第6 議案第2号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第3号 平成20年度弥富市老人保健特別会計予算
- 日程第8 議案第4号 平成20年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第9 議案第5号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第10 議案第6号 平成20年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第11 議案第7号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第8号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第9号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 弥富市公共施設整備基金条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 弥富市手数料条例の一部改正について
- 日程第20 議案第16号 海部南部消防組規約の変更について
- 日程第21 議案第17号 弥富市児童クラブ施設条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第19号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第24 議案第20号 弥富町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第21号 市道の廃止について

- 日程第26 議案第22号 市道の認定について
- 日程第27 議案第23号 平成19年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第28 議案第24号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議案第25号 平成19年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第26号 平成19年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第27号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第28号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第33 議案第29号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第34 発議第1号 特別委員会の設置について

~~~~~

午前10時14分 開会

議長（黒宮喜四美君） ただいまより平成20年第1回弥富市議会定例会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第81条の規定により、山口敏子議員と小坂井実議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

議長（黒宮喜四美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。

第1回弥富市議会定例会の会期を本日から26日までの20日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から26日までの20日間と決定しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

議長（黒宮喜四美君） 日程第3、諸般の報告をします。
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査の結果報告書が、海部津島土地開発公社から平成20年度事業計画に関する書類が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。
以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 同意第2号 教育委員会委員の任命について

議長（黒宮喜四美君） 日程第4、同意第2号を議題とします。  
大木民生部長の退場を求めます。

〔民生部長兼福祉事務所長 大木博雄君 退場〕

議長（黒宮喜四美君） 服部市長に提案理由の説明を求めます。  
市長（服部彰文君） まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきますのは同意1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第2号教育委員会委員の任命につきましては、弥富市平島町東勘助36番地1、大木博

雄氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるところでございます。御審議賜りますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

大原功議員、お願いします。

18番（大原 功君） 同意議案第2号の質疑をさせていただきます。

一般的な事業者では、社員に退職通告するときは、公正労働法という法律があり、3ヵ月前に通告し、社員の退職、あるいは給料を3ヵ月分払うのが普通であります。市当局の職員に対しては、これに当てはまるのか当てはまらないのか、まず1点。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

一般的な民間企業のそういったことについては当てはまりませんので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 大原功議員。

18番（大原 功君） 退職年数に当たって聞きます。

退職金は、当職員は満額いただけるものですか、その点お願いします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

大木博雄氏に関しましては定年退職扱いとなり、満額の退職金を支払わせていただきます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 3点目ですけれども、当職員の給料は今月分は満額いただけるんですか。退職金がそうですから、給料もということですか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

今月に関しては日割り計算をさせていただいて、給料を支払わせていただきます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 普通一般的だと、任命ということは退職していただきたいということであるわけですね。そういうことになると、本人については希望退職というような、一般的な退職金の上積みが本当であると思います。この同意議案第2号については任命をしておるんだから、地方教育行政でもあり、前もって今の質問は通告しておるんですから、やっぱりその辺のところはもうちょっと説明していただきたい。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

教育委員としての任命ではございますが、本人からこのように退職届をいただいております。そういった中で進めさせていただいておることですので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 平成20年1月17日午前11時から議運が開かれております。この中では市長は、教育長を選任したいからお願いしたいということで議会運営委員会でやられていますね。それから平成20年1月25日に、お願いできればしたいということも言われているわけ。これは、県が早く教育長を選任していきたいということと、それからもう一つは、議運の委員長が今現在候補者が出ているのかということで、この点についても、選任を早くしたいなら、したいということをもっと早くしておれば、今のこういう任命をしなくても先にもうできるのではないかなあと思うんですけども、この辺についても一遍お伺いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

昨年の12月末日をもって前池田教育長が辞職されました。そういった中で、私としては委員会の中で報告させていただいたのは、教育長の後任を決めたいという形での発言でございまして、あくまでも教育委員を決め、そして教育委員会で教育長を決めていただくのが基本的なことですので、私が教育長を決めてほしいということではございませんので、御理解賜りたいと思います。解釈の間違いのないようにしていきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） そういうことは、議運でやっておるこの会議録は間違っておるということですか。あなたが発言されておるんですよ。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私といたしまして、池田さんの後任という形での教育長というのを教育委員会で決めていただきたいという前提のもとに「教育長」という言葉を使わせていただいたというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうすると、この議運で言われたことは間違っているということで、会議録は当然訂正をしなきゃいかんということになります。

それから、まだ市長がなる前、平成12年11月14日に事があるんですけども、当時は町でした。加藤清、これが平成12年9月22日に退職をし、教育委員会の同意を得て、その後、伊

藤正男さんが9月25日に教育長の辞職を出されておるわけ。その前に加藤清氏本人が教育委員会に出席をして、確認をいただいてからされておるわけね。こういう例があるわけだね。だから、そういうことがあれば、任命されて、それで向こうへ行って本当に教育長として戻ってきていただければいいけれども、これがひょっとしてないということになると私は心配なので、前のそういう例がありますので、できることならそういうふうにはできないかなあと思っておりますけど、この辺についてお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

教育長の選任は教育委員会で決められるものでございまして、私どもが決定するものではございませんので、御理解を賜りたいと思っております。教育委員会でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 教育委員会ということであるんだけど、先もってこういうことが出ておるわけね。それで、当時は加藤清は部長でしたけれども、一身上の都合で退職をしたいと言っておって、10月1日には一身上の都合であって、また教育長ということになっておるわけだけれども、こういう流れがよくあるわけなんだ。当事の助役は、「一身上の都合」というのは適切な言葉ではなかったということも言われておるわけね。それから、10月1日には今の加藤氏が教育委員会に出席して、そして教育長を受けて、その団体の一員となられておるわけね。そのときには四方議員が言われておるのは、先に教育委員に言って教育長を決めていただいて、その順番が出来レースじゃないかということと言われておるわけね。

こういうことがあるんですけども、前のことですから、市長が言われるように普通からいうと、そういうふうになっておるんですけども、間違いなく大木さんが任命されて、そして教育委員の中で選任されて、教育長として市側の担当をしていただけるという保証がないと、市長は任命をして私は同意してあげるんだから、同意をしてあげて、その人が帰ってこんと困るんだな。そういう心配があるんだね。だから、こういう例が前にあるんだから、教育委員に先に言っておいて推挙されてくれば、もうここですっとできるわけなんだ。

こういうことが心配だから言うのと、それから先ほど言ったように一般的な給料からいうと、厚生労働法には違反をしないから、地方団体だからこれは関係ないよという話で済めばいいんですけども、もし後で誤っておったということになると大変なことになります。職員は60歳定年ということで決めておるんですから、できることならこれからこういう人材の方が、大きな銀行なんかは定年制を廃止して、そして能力のある人には引き続いてやっていただくということもありますので、必ず戻ってきていただくという確信があるのかないのか一遍市長によく聞いておかないと、どうしてあげても帰ってこないと困るので、この辺のところは強くお答えいただけるのか、再度聞きます。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

大原議員、いろいろと御心配いただきましてありがとうございます。

先ほどから申し上げておりますように、まず教育委員という中で任命をしていただきまして、いわゆる教育長というのは教育委員会での互選でございます。

また、平成12年11月のことにつきましては私は詳細はわかりませんが、そのときの経過、あるいはそのときの決定という中で尊重申し上げていきたいというふうに思っております。今回も教育委員会の判断を仰いでいくということでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長の考え方はよくわかるんですけども、前に佐藤議員が教育委員を選ぶときに、今の加藤さんという人は立派な方だといってここでされておるので、その中でかわってしまうとちょっと困るので、間違いなくそうしていただかないと、反対も何もなかったんですけども、賛成討論だけやられて、加藤教育委員長は立派な、素晴らしい方だという話であったので、そういう方がもし、かわられると、教育委員の中で決められることだと言われるけれども、やっぱりその辺のところをきちっとしていかないと、これは人をやめさせる同意議案ですから、その辺のところを私らも、平島に住んでみえて、昔、小さいときからお友達でやってきた仲だから、立派な人だし、議会事務局長もされておるんですから、その辺、確かなことをできるものか、あくまでこれは教育委員会でやることだから、任命だけして向こうへ送れば市長としての役目はもう終わったんだぞという考えであるのか、その辺のところも一遍聞きたい。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

私ども、教育委員会とはさまざまな方向において、これは人事案件云々ということじゃなくて、教育行政、あるいは教育環境の整備におきましても、やはり同一方向をもって進めてやっていくということが肝要だと思っております。こういったことにつきまして、この人事案件につきましても、教育委員を選任していただきまして、そしてその中で教育委員会の決定というものを私としては尊重申し上げていきたいということを再度繰り返し答弁をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長の言うのはよくわかるんだね。だけど、市長から離れてしまう、教育委員は。その中で決められるから心配して、できることなら何とか早くする方法はないかなあと。前にこういうのが議会運営委員会であるので、中には、この間も3日には議会運営委員会ですということが決まったからこうだという、わからん議会運営委員の副委員長



もおったんですけれども、よくもっと勉強していただいて、議運というのは審査をする中で議会の運営を速やかにやっていくという方法であって、三宮議員なんかは長年やってみえて、そういう議会運営委員会で決まったということじゃなくて、やっぱり全協でもう一遍お諮りして、その中でそういう点があればするというふうに議会ルールは大体なっているんですけれども、長々と市長にこれを言っても答えが教育委員の中だからないんですけれども、できることなら市長も任命した以上、一職員をやめさせることでありますので、中には入れんかもしれないんですけれども、それだけのサポートができるよう希望申し上げておきますから、お答えは結構です。

議長（黒宮喜四美君） 他に質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定しました。

大木民生部長の入場を求めます。

〔民生部長兼福祉事務所長 大木博雄君 入場〕

議長（黒宮喜四美君） 大木民生部長から発言を求められておりますので、これより発言を許します。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） ただいまは教育委員という同意議案にお認めいただきまして、本当にありがとうございました。教育委員という職責の重さをひしひしと感じさせていただいております。微力ではございますけれども、弥富市教育行政のために精いっぱい努めさせていただきますので、今後ともよろしく申し上げます。皆様方の御指導、御鞭撻をいただきますよう、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

~~~~~

- 日程第5 議案第1号 平成20年度弥富市一般会計予算
- 日程第6 議案第2号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第3号 平成20年度弥富市老人保健特別会計予算
- 日程第8 議案第4号 平成20年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第9 議案第5号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第10 議案第6号 平成20年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第11 議案第7号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第12 議案第8号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第5、議案第1号から日程第12、議案第8号まで、以上8件を一括議題とします。

服部市長に平成20年度予算編成に伴い、所信表明を求めます。

市長（服部彰文君） 議長のお許しをいただきまして、施政方針を申し述べます。

平成20年第1回弥富市議会定例会に当たり御審議いただきます諸議案の説明に先立ち、平成20年度の市政運営に対する基本方針と予算の大綱について御説明申し上げ、市議会議員の皆様、並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成の時代も早いもので20年の節目を迎えましたが、我が国の経済は、アメリカのサブプライム問題の影響やガソリン・生活用品などの物価の上昇、住宅投資の低迷などにより減速感が強まってきています。また、昨年から食に関する不祥事が相次ぎ、世相は政治情勢を相まって閉塞感・不透明感が増してきています。一方で、地方自治体は大きな変革期に直面しております。地方分権が進展する中、財政破綻や財政再建団体になる可能性が示唆される自治体もあらわれ、財政破綻を未然に防ぐため、財政の健全化に関する法律が制定されました。今まさに、税などの住民負担と公共サービスのあり方や、自治体の自己決定・自己責任が厳しく問われる時代となりました。私は、地方分権社会に対応した市政運営を進めるため、市民との情報の共有、市民参加、市民との協働を一層発展させていきたいと考えております。また、行政改革を一層推進し、効率的・効果的な行財政運営の確立と市民サービスの向上を目指してまいります。

それでは、平成20年度の市政運営に対する基本方針と予算の大綱について述べさせていただきます。

議案第1号平成20年度弥富市一般会計予算につきましては、一大事業である弥富中学校移転改築事業の終了により、歳入歳出予算の総額を127億1,000万円、前年度対比9.9%の減となりましたが、予算編成においては各分野で積極的に予算を配分いたしました。

歳入の主なものにつきまして御説明申し上げます。

市税は、前年度対比8.2%増の72億1,065万円歳入全体の56.7%を占めており、地方消費税交付金4億1,300万円、地方交付税4億8,500万円、国県支出金16億862万1,000円であります。また、歳出の諸事業の財源不足に充当するため、財政調整基金5億1,141万2,000円を繰り入れるとともに、市債として臨時財政対策債4億3,100万円を措置いたしました。

歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。

2款総務費につきましては、引き続き第1次弥富市総合計画の策定を進めるとともに、フ

レンドシップ継承事業の実施や巡回バス運行業務の委託料など、総額15億7,717万5,000円を計上いたしました。

3款民生費と4款衛生費につきましては、妊婦・乳児健診事業や子ども医療助成費など少子化対策にきめ細やかな対応を図るとともに、じんかい処理や資源再生の推進、地球環境の保全を図るため、前年度対比2.9%増の総額55億2,310万7,000円、一般会計予算総額の43.5%を占めるものであります。

6款農林水産業費と8款土木費につきましては、道路ネットワーク整備事業費、農業基盤整備事業費など都市基盤整備事業に重点配分し、前年度対比22.2%増の総額22億1,450万6,000円を計上いたしました。

9款消防費につきましては、引き続き同報無線整備工事を進めるとともに、消防施設整備への助成や自主防災組織の充実による地域力の向上を図るなど、災害に強いまちづくりを進めるため、総額7億5,969万円を計上いたしました。

10款教育費につきましては、校舎の耐震補強工事費や耐震補強設計料など、安全・安心な学校教育の環境づくりに努めるため、総額12億8,841万7,000円を計上いたしました。

次に、特別会計を御説明いたします。

七つの特別会計の合計につきましては、老人保健特別会計が医療制度改革に伴い大幅な減額となることなどにより、前年度対比14.1%減の87億9,021万4,000円となるものであります。

議案第2号平成20年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、医療制度改革に伴い、前年度対比5.2%増の総額40億7,500万円を計上いたしました。

次に、議案第3号平成20年度弥富市老人保健特別会計につきましては、医療制度改革に伴い老人医療制度から後期高齢者医療制度に移行するため、前年度対比84.1%減の総額4億1,530万円を計上いたしました。

次に、議案第4号平成20年度弥富市土地取得特別会計につきましては、各事業計画に基づいて公共用地を先行取得するものでありまして、総額2億9,310万円を計上いたしました。

次に、議案第5号平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計につきましては、施設維持管理費、十四山西部地区の管路工事費及び十四山東部地区の設計業務委託費など、前年度対比123.3%増の総額8億4,400万円を計上いたしました。

次に、議案第6号平成20年度弥富市介護保険特別会計につきましては、保険事業勘定17億7,876万円、サービス事業勘定3,205万4,000円を合わせ、前年度対比5.7%増の総額18億1,081万4,000円を計上いたしました。

次に、議案第7号平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計につきましては、施工区域を拡大し、面整備を図るため、管渠布設工事費など前年度対比6.9%増の総額10億2,500万円を計上いたしました。

次に、議案第8号平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計につきましては、医療制度改革に伴い特別会計を創設したものでありまして、総額3億2,700万円を計上いたしました。

では、次に弥富市政運営の基本方針について御説明申し上げます。

第1．市民参加・市民協働によるまちづくりについて。

(1)市民参加の促進。

地方分権や少子・高齢化が進展する中で多様化するニーズや地域課題に対応するため、まちづくりの主人公である市民と市がお互いの役割を理解し、力を合わせ、新市のまちづくりを進めていくことがますます重要となっております。そこで、地域づくりの担い手である地区コミュニティ、NPOなどが行う自主的な公共性・公益性のある地域活動を支援し、地域の活性化、市民と市の協働によるまちづくりを促進するため、地域づくり補助金制度を創設いたします。

総合計画につきましては、合併協議の中でまとめられました新市基本計画を基本とし、まちづくり会議、タウンミーティングやパブリックコメントなどを通じて、より多くの市民の御意見、御提言をいただきながら計画づくりを進めております。本市の将来像を実現するため、総合計画の内容が市民に理解され、まちづくりの目標を共有できるよう取り組んでまいります。

(2)行政改革の推進と行政評価制度の導入。

自治体を取り巻く社会経済環境が国の進める地方分権の進展により大きく変化する中、市の行政水準や行政目標を維持・達成するには、極めて厳しい行財政運営が求められております。そのため、平成21年度を目標達成期間とした集中改革プランに基づき、業務の見直しや民間委託等の推進、組織機構の改革、入札制度改革、職員数の適正化、指定管理者制度の導入施設の拡大により、さらなる行政改革の推進に取り組んでまいります。また、行政評価システムを取り入れ、評価制度の運営を通して明らかになった課題を踏まえて事務事業の見直しを行い、職員の基本意識改革と適切かつ簡素で効率的な行政運営を実現し、自治体経営の健全化を目指してまいります。

第2．安全・安心のまちづくりについて。

(1)災害に強いまちづくり。

防災対策につきましては、災害から市民の生命や財産を守るため、各種の防災対策を講じてまいりました。迅速で確実な情報の伝達手段として有効な同報無線の整備につきましては、本年12月末までに市内全域の運用が開始できるよう取り組んでまいります。また、災害に対して地域住民が一致協力し取り組むことで有効な対策をとることのできる自主防災組織の育成につきましては、市内全域に組織化されるよう、財政的支援や職員の派遣など積極的な支援をしてまいります。

(2)交通安全、防犯対策。

交通事故や犯罪のない社会の構築を目指すため、市・市民・警察が連携し、安全・安心で住みよいまちづくりの実現に取り組んでまいります。昨年の交通事故死は大幅な減少となっていますが、高齢者が犠牲となる事故が依然として多く、引き続き交通事故防止に向け、高齢者交通安全教室の開催や啓発活動などにより、市民の意識高揚を図ってまいります。

防犯対策につきましては、現在2地区で自主防犯パトロール隊が結成され、地域の安全活動が展開されております。引き続きすべての地区で防犯パトロール隊が結成されるよう、育成支援に努めてまいります。また、子ども110番の家の協力家庭の拡充を図るとともに、市民の学校安全ボランティアへの参加など御協力をいただきながら、地域ぐるみの安全確保に向けた取り組みを一層進めてまいります。

3.消費者対策。

消費生活行政につきましては、日々、暮らしの中で消費者自身が正しい消費知識を持ち、的確に判断できるよう、消費者意識の啓発や消費者情報の提供に努めてまいります。また、振り込め詐欺や架空請求、悪質な訪問販売等による被害が増加していることから、市役所で市民が安心して相談できる体制を整えるとともに、関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切に対応してまいります。

第3.便利で快適なまちづくりについて御説明を申し上げます。

道路ネットワークの整備。

道路は、社会経済活動を支える最も基本的な社会資本であることから、市民の道路整備の要請に的確にこたえ、計画的に道路整備を進めてまいります。市内道路網の整備につきましては、広域交流機能の一層の強化や合併による地域間の連携を図るため、国道155号線の延伸である名古屋第3環状線、主要地方道名古屋十四山線、日光大橋西線及び関連する市道の県道昇格による整備促進を関係機関へ引き続き要望してまいります。日常生活や産業活動における利便性・安全性を向上させるため、中央幹線を初めとした市道の積極的な整備を推進するとともに、橋梁耐震補強工事、交通安全施設整備など、安全で安心して通行できる道路の維持管理に努めてまいります。

(2)公園の整備。

公園緑地は、市民の身近な憩いと安らぎの場、スポーツ、レクリエーションの場だけではなく、災害時の避難場所など多様な機能を有しており、市内には22の都市公園が利用されております。公園整備につきましては、水明公園のトイレ水洗化工事など引き続き計画的な整備を進めるとともに、設計に着手する桜学区の防災公園1.4ヘクタールは、市民と一緒にアイデアを出し合い、地域の特性を生かした公園となるよう取り組んでまいります。

(3)下水道の整備。

住みやすく快適で衛生的な生活環境を実現するため、下水道整備を積極的に推進してまいります。公共下水道事業につきましては、平成22年度の第1期供用開始を目標に、平島地区、操出地区、鎌島地区を中心に管渠布設工事に取り組んでおります。今後も事業認可区域の拡大を図りながら、さらなる整備を推進してまいります。

農業集落排水事業につきましては、十四山西部地区の平成21年度の供用開始に向け、整備を進めております。また、十四山東部地区は整備計画に着手し、平成26年供用開始に向け整備を推進してまいります。

情報通信網の整備。

市内には、テレビ放送の電波を良好に受信できない地域や高速なインターネットサービスを利用できない地域があります。この地域格差の解消、さらには地上デジタル放送への完全移行に向けた情報通信基盤の整備が急務になっております。そこで、だれにでも生活に必要な情報が行き渡り、その情報を容易に利用できるようにするため、現在、北部地域のCATVの基盤整備を進めており、南部地域は計画的に整備を進めてまいります。

第4．活力に満ちたまちづくり。

(1)土地利用の計画。

快適で豊かな生活を営むには、土地の計画的な利用が必要であります。田園環境と都市的環境とが調和した良好な地域環境の形成を図り、経済に配慮した秩序ある土地利用を目的に、都市計画マスタープランの策定に取り組んでおります。折しも港湾地域では企業の大規模な設備投資が続き、地域経済は活性化しております。新たな企業立地の引き合いも多く、このチャンスを逃すことなく活力あるまちづくりをするため、企業ニーズを的確に把握した土地利用計画の策定が大変重要となりますので、都市計画マスタープランには港湾地域の背後地を工業地域として位置づけをしてまいります。

(2)企業誘致の推進、港湾の整備。

企業の誘致につきましては、雇用の拡大や市の活性化に加え、安定した市税収入確保のために極めて重要であります。弥富ふ頭、鍋田ふ頭へ誘致いたしました多数の企業が既に操業を始めており、イケアグループの配送センターは本年9月の業務開始に向け、着々と工事が進められております。また、川崎重工株式会社の名古屋第1工場は、来年1月の稼働に向けて新型旅客機の大型工場の増設工事が着工されるなど、港湾地域の発展は今後の市の発展に大きく寄与するものと考えておりますので、引き続き企業情報の受発信と土地利用計画の策定により、企業誘致に積極的に取り組んでまいります。本市の発展を考えたとき、名古屋港の果たす役割は大変大きく、港湾設備の整備拡充は欠くことのできないものでありますので、鍋田ふ頭第3バースは平成23年度の供用開始をめどにした整備促進や、弥富ふ頭は埋め立て再編による貯木場の有効活用が図られるよう、あらゆる機会をとらえ関係機関へ強く要望し

てまいります。

第5．健やかに安心して暮らせるまちづくりについて。

(1)高齢者福祉への取り組み。

高齢者の生きがいと健康づくりの取り組みにつきましては、団塊の世代の大量退職や、趣味やスポーツを楽しみ、ボランティアや仕事を通じて地域社会に貢献したいと考えている元気な高齢者がふえておりますので、福寿会やシルバー人材センターなどへの活動支援により、元気に社会参加できる環境づくりを図ってまいります。本格化する超高齢化社会の到来を見据え、総合的・計画的施策が展開できるよう、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に取り組んでまいります。

(2)少子化対策、子育て支援。

子ども医療費助成制度につきましては、本市は独自に医療制度を大きく拡大し、中学校卒業まで行っております。保護者の皆様には、日本一の子ども医療費無料化制度により、子供の病気の早期発見・早期治療に役立てていただきたいと思います。

児童クラブにつきましては、桜学区にさらにクラブ室を整備することにより待機児童の解消に努めるとともに、開所時間を延長することにより子育てと仕事の両立に悩む家庭のニーズにこたえ、保護者が安心して働くことのできる子育て環境を整備してまいります。

(3)障害者福祉への取り組み。

障害のある方が生きがいを持って自立した生活をしていただけるように、各種事業を円滑に実施するとともに、心身障害者福祉タクシー料金助成制度の充実を図ってまいります。また、身寄りのない知的障害者・精神障害者・認知症高齢者など判断能力が不十分な方で成年後見人制度の利用が必要な方に対しては、制度利用の支援をしてまいります。障害のある方が自立し、住みよいまちづくりを目指して障害者施策を総合的・計画的に展開できるよう、障害者計画及び障害福祉計画の策定に取り組んでまいります。

(4)環境への取り組み。

地球温暖化防止につきましては、自然エネルギーの導入・普及促進に向けて住宅用太陽光発電設備等に関する補助制度を創設するとともに、省エネルギー対策として公用車にハイブリッド車の導入に取り組んでまいります。

ごみの減量化につきましては、再資源化を促進するため、団体による資源ごみ回収補助、雑紙の回収を引き続き行うとともに、ごみの減量、再資源化意識の一層の高揚を図ってまいります。

第6．学校教育の充実、生涯学習の振興によるまちづくりについて。

(1)学校教育への取り組み。

各学校では地域の特色を生かした学校づくり、確かな学力、豊かな心や学校生活が有意義

になることを目指した指導を行っております。児童が基本的な学習習慣や生活習慣を確実に身につけられるよう、小学校1年生の35人学級に加え、2年生の35人学級を実施してまいります。

学校施設の整備につきましては、桜小学校のマンモス化解消を図るため、新校舎建設を前提とし、その緊急性・計画性を考え、教育委員会とともにその解決に当たります。また、耐震整備事業として、弥生小学校北校舎、桜小学校北校舎、白鳥小学校屋内運動場の耐震補強工事に着手するとともに、耐震補強設計が未着手の施設について耐震補強設計を実施して耐震化の促進を図るなど、安心して学べる教育環境の整備に努めてまいります。

(2)生涯学習への取り組み。

図書館の機能や役割も時代とともに少しずつ変化しております。2月には図書館の貸し出しサービスの一助としてホームページを立ち上げるとともに、インターネットを利用して自宅から図書検索等ができるシステムを導入いたしました。また、市民参加の図書館としてボランティアの皆さんの協力をいただき、お話の会の行事をふやしてまいりたいと思っております。

社会体育施設の整備につきましては、市民プールの改修工事やテニスコートの改修などを行うとともに、生涯学習の取り組みでは市民の自主的な活動、学習意欲を応援するため、総合社会教育センター、図書館を初めとする各施設の特色を生かした事業の展開・管理運営を行ってまいります。

以上、平成20年度における市政運営と予算編成に伴います施策の概要につきまして御説明を申し上げます。私の理念は、市役所とは市民のために役に立つところでなくてはならないということであります。私は、市民が弥富市に住むことに誇りと愛着を持っていただき、元気で活力ある弥富市づくりのために、先頭に立って全力で市政に取り組んでまいります。今後とも議員の皆様、並びに市民の皆様におかれましては、なお一層の御理解と御協力をお願い申し上げますとともに、本日上程いたしました予算案、並びに各議案につきまして、慎重審議をいただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます、私の所信表明といたします。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） お諮りします。

本案8件は継続議会で審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案8件は継続議会で審議することに決定しました。

1時間を経過しましたので、暫時休憩をいたします。11時10分に再開します。

~~~~~



午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第13 議案第9号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第10号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第11号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第12号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第17 議案第13号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第18 議案第14号 弥富市公共施設整備基金条例の制定について

日程第19 議案第15号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第20 議案第16号 海部南部消防組規約の変更について

日程第21 議案第17号 弥富市児童クラブ施設条例の制定について

日程第22 議案第18号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の制定について

日程第23 議案第19号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第24 議案第20号 弥富町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

日程第25 議案第21号 市道の廃止について

日程第26 議案第22号 市道の認定について

日程第27 議案第23号 平成19年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第28 議案第24号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第29 議案第25号 平成19年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）

日程第30 議案第26号 平成19年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）

日程第31 議案第27号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第32 議案第28号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第33 議案第29号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第13、議案第9号から日程第33、議案第29号まで、以上21件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

市長（服部彰文君） 次に御審議いただきます議案は、法定議決議案3件、条例関係議案11件、予算関係議案7件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第9号弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正につきましては、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴い、条文整備のため、条例の一部を改正するものであります。

議案第10号弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、育児短時間勤務職員等の週休日及び勤務時間の割り振り等について定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第11号弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児短時間勤務に関し条例に委任されている事項等について定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第12号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、報酬の支給範囲を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第13号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、職制の改正等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第14号弥富市公共施設整備基金条例の制定につきましては、公共施設整備基金を設置するため、条例を制定するものであります。

議案第15号弥富市手数料条例の一部改正につきましては、公函複写手数料の金額を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第16号海部南部消防組規約の変更につきましては、経費支弁の方法の変更のため、同組規約中の関係規定の変更につきまして協議を求められましたので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第17号弥富市児童クラブ施設条例の制定につきましては、児童クラブ施設を設置するため、条例を制定するものであります。

議案第18号弥富市後期高齢者医療に関する条例の制定につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴い、条例を制定するものであります。

議案第19号弥富市国民健康保険条例の一部改正につきましては、健康保険法の一部改正に伴い葬祭費の額を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第20号弥富町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、平成20年度の保険料の特例を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第21号市道の廃止につきましては、市道の路線再編成により関係路線を廃止する議案、議案第22号市道の認定につきましては、道路改良事業等に伴い道路が整備されましたので、関係路線を市道として認定するものであります。

続きまして、議案第23号平成19年度弥富市一般会計補正予算（第6号）から議案第29号平

成19年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）までの各補正予算につきましては、平成19年度の各予算を最終調整いたしました結果の補正予算であります。

以上が提案いたします議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係課長から説明いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 議案は関係課長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

総務課長（佐藤勝義君） 議案第9号弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

この条例は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の題名改正等に伴い、条文の整備を行うものでございます。

附則第1項、これは施行期日について定める規定ですが、平成20年12月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、この条例の一部改正に伴い、弥富市職員定数条例の条文の整備を行うものでございます。

議案第10号弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございますが、条例案を2枚はねていただきまして改正要点をごらんください。これに基づき説明申し上げます。

まず初めに、第2条、第3条及び第4条は、育児短時間勤務制度の導入に伴い、育児短時間勤務職員等及び育児短時間勤務に伴う任期つき短時間勤務職員の1週間の勤務時間、並びに週休日及び勤務時間の割り振りの規定方法について定めるものでございます。

次に第8条、これは育児短時間勤務職員等に宿日直勤務及び時間外勤務を命ずることができる場合について定めるものでございます。

次に第12条は、年次有給休暇を付与する基準期間を暦年から年度に変更する規定と、育児短時間勤務職員等及び育児短時間勤務に伴う任期つき短時間勤務職員の年次有給休暇の付与日数について定める規定でございます。

次に附則第1項、これは施行期日について定める規定ですが、平成20年4月1日から施行するものでございます。

最後に附則第2項及び第3項、これは年次有給休暇を付与する基準期間を暦年から年度に変更することに伴う平成20年度における経過措置について定めるものでございます。

議案第11号弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございますが、条例案を4枚はねていただきまして改正要点をごらんください。これに基づき説明申し上げます。

まず初めに第3条、これは再度の育児休業をすることができる特別の事情に、負傷等により子を養育することができなくなった職員が育児休業の承認を取り消された後、当該負傷等

から回復した場合を追加する規定でございます。

次に第8条、旧の第6条でございますが、これは育児休業した職員が職務に復帰した場合における号給の調整ついて定める規定でございます。

次に第9条、これは育児短時間勤務をすることができない職員を、非常勤職員、臨時的に任用される職員、育児休業に伴い任期を定めて採用された職員、いわゆる勤務延長職員、配偶者が育児休業している職員等とする規定でございます。

次に第10条、これは育児短時間勤務終了後1年を経過する日以前に、同じ子について育児短時間勤務をすることができる特別の事情を、ここに記載してあります1号から6号までのとおりとする規定でございます。

次に第11条、これは交代制等の勤務職員のための勤務の形態を、ここに記載してあります1号、2号のとおりとする規定でございます。

次に第13条、これは育児短時間勤務の承認の取り消し事由を、ここに記載してあります1号から3号までのとおりとする規定でございます。

次に第14条、これは育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情を、ここに記載してあります1号及び2号のとおりとする規定でございます。

次に第16条、これは育児短時間勤務の承認を受けた職員、または地方育休法第17条の規定による育児短時間勤務の例による短時間勤務をすることとなった職員についての給与条例の規定の適用を定めるものでございます。

次に第18条、これは短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用を定めるものでございます。

次に第19条、旧の第7条でございますが、これは部分休業することができない職員に、育児短時間勤務をしている職員、または地方育休法第17条の規定による育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員を追加する規定でございます。

次に第20条、旧の8条でございますが、これは部分休業の承認の要件から「託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」という部分を削り、育児のための部分休業の承認要件は、地方育休法第19条で定める「子の養育」とする規定でございます。

次に附則第1項、これは施行期日について定める規定ですが、平成20年4月1日から施行するものでございます。

最後に附則第2項及び附則第3項、これは改正後の条例第8条の規定の経過措置について定めるものでございます。

議案第12号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

この条例は、区長、区長補助員、嘱託医、衛生委員、環境指導員及び支部長に対する費用

の支給区分を報酬から報償費に変更することに伴い、条文の一部改正を行うものでございます。

附則、これは施行期日について定める規定ですが、平成20年4月1日から施行するものでございます。

議案第13号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

第20条は期末手当について定める規定ですが、従来の「係長」の補職名を「主査」に改め、職務の級を3級から4級に改正することに伴い、役職加算をする職務の級「3級以上」を「4級以上」に改めるものでございます。

附則は施行期日について定める規定ですが、平成20年4月1日から施行するものでございます。

議案第14号弥富市公共施設整備基金条例の制定について説明申し上げます。

この条例は、庁舎、学校、その他の公共施設の整備に要する経費の財源に充てるため基金を設置し、その管理に必要な事項を定め、またそれに伴い学校施設整備基金条例を廃止するものでございます。

附則第1項は施行期日について定める規定ですが、公共施設整備基金条例は公布の日から施行し、学校施設整備基金条例の廃止は平成20年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

総務部次長兼税務課長（佐藤 忠君） 議案第15号弥富市手数料条例の一部改正について説明申し上げます。

弥富市手数料条例の改正点は、民間事業者による信書の送達に関する法律による条文の整備及び公図複写手数料1枚50円を200円に引き上げるものであります。

附則、この条例は平成20年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正点は公布の日から施行するものであります。よろしく申し上げます。

防災安全課長（服部正治君） 条例議案第16号、海部南部消防組規約の一部を改正する規約について説明申し上げます。

海部南部消防組規約の一部を次のように改正する。

第8条第1項中、これは経費の支弁の方法ですが、「組合の財産から生ずる収入、使用料、手数料及びその他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、その不足総額の58.00パーセントを弥富市、42.00パーセントを飛島村で負担する」を「組合市村の負担金及び組合の財産から生ずる収入、使用料、手数料その他の収入をもって充てる」に改め、同条第2項中「総額」を「額」に改める。

附則1項、この規約は平成20年4月1日から施行する。

2項、平成20年度の組合市村の負担金の額は、この規約による改正後の海部南部消防組合

規約第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。以上でございます。

児童課長（山田英夫君） 議案第17号弥富市児童クラブ施設条例の制定について御説明申し上げます。

弥富市児童クラブ施設条例。現在、児童クラブは市内のすべての小学校区単位で事業を行っておりますが、このたび十四山西部児童クラブ専用の建物を新築したことと、また現在、さくら児童館西館でさくら児童クラブとして事業を行っておりますが、単独の児童クラブ専用の建物ということで今回新たに位置づけするものでございます。

（設置）第1条、児童福祉法第6条の2第2項 これは放課後児童健全育成事業のことでございます に規定する放課後児童健全育成事業を行うため、次のように児童クラブを設置する。名称、弥富市さくら児童クラブ。位置、弥富市平島町中新田106番地1。弥富市十四山西部児童クラブ、弥富市六條町大山94番地。

以下、第2条からは従来取り扱いと変更はございません。

附則、施行期日。1. この条例は平成20年4月1日から施行する。

弥富市立学校施設開放に関する条例の一部改正。従来、十四山西部児童クラブは十四山西部小学校の体育館の会議室で事業を実施してまいりましたが、児童クラブ専用の建物を新築したことにより、弥富市立学校施設開放に関する条例の規定の中から児童クラブに関する事項を削除するための一部改正でございます。

次に、弥富市児童厚生施設条例の一部改正でございますが、現在、さくら、弥生、白鳥、大藤、栄南児童館内で児童クラブの事業を実施しておりますが、児童クラブ施設条例の制定により、弥富市厚生施設条例の規定のうち児童クラブに関する利用料の規定を変更するための一部改正でございます。

次に、弥富市十四山公民館条例の一部改正についてですが、現在、十四山東部児童クラブは十四山公民館で児童クラブの事業を実施しておりますが、児童クラブ施設条例の制定により、弥富市十四山公民館条例の規定のうち児童クラブに関する利用料の規定を変更するための一部改正でございます。

別表、第5条、児童クラブ利用料の額の表でございますが、従来と同様で額の変更はございません。以上でございます。

保険年金課長（佐野 隆君） 議案第18号弥富市後期高齢者医療に関する条例の制定ということで、議案書を含め3枚めくっていただきますと改正要点がございますので、そちらの方で御説明申し上げます。

趣旨といたしましては、第1条、市が行う後期高齢者の医療の事務に関して、法令等の定めがあるもののほか、この条例の定めるところとするという規定でありまして、第2条は市において行う事務でございます。この事務におきましては、法令に定めるもののほか、主に

葬祭費、それから保険料の徴収及び減免等が定められる規定でございます。

それから第3条におきましては、保険料を徴収すべき被保険者を定める規定でございます。

第4条につきましては、普通徴収に係る納期でございますが、年6回の奇数月ということで、国民健康保険税と介護保険税と同様の期日になっております。

それから、2項におきましては納期の特例を定める規定、第3項につきましては100円未満の端数の取り扱いについて定める規定でございます。

第5条につきましては延滞金について定めるものでありまして、特にそのうちの第4項について、うるう年の日数についても365日とするとして、期間を定める規定でございます。

委任といたしまして、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める規定でございます。

はねてもらいまして裏に移っていただきますと、過料を定める規定でございます。

第9条におきましては、過料の額は情状により市長が定めるとする規定でございます。

附則でございますが、施行期日、1といたしまして、この条例は20年4月1日から施行する。

それから、2項につきましては20年度における納期の特例ということで、20年度に限りでございますが、1期から6期までは変わりはありませんけれども、1期を7月、2期を8月、3期を9月ということで、残りの4・5・6期につきましては奇数月になっております。

それから3項については、その部分の納期の特例を市長が定めることができる規定でございます。

それから4項につきましては、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る納期の特例でございますが、保険料の凍結に伴いまして、被扶養者の方につきましては20年度に限り4期・5期・6期の3回だけということになりまして、納期は奇数月の11月・1月・3月ということでございます。

5項につきましても、同様に納期の特例を定めるものであります。

それから、6項につきましては延滞金の割合の特例ということで、この部分につきましては地方税法の条項を充当するものであります。

続きまして、議案第19号の弥富市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

この一部改正につきましては、国民健康保険におきまして葬祭費を10万円から5万円に削減するものでございます。

この条例は4月1日から施行し、2項といたしまして、20年3月31日以前の死亡に係る葬祭費については、なお従前の例によるものでございます。以上でございます。

介護高齢課長（佐野 隆君） 続きまして、議案第20号弥富町介護保険条例の一部を改正す

る条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

1枚はねていただきたいと思います。

今回の改正は、税制改正によりまして保険料が第1段階から第3段階の被保険者が第4段階になる場合及び第1段階から第4段階の被保険者が第5段階になる場合は、平成18年度・平成19年度の2年間にわたり、本則で定めました保険料にかかわらず、激変緩和措置として軽減された保険料を適用しておりますが、平成20年度も保険料の激変緩和措置を継続するため、規定するものでございます。

5項の各号の保険料につきましては、平成19年度と同額となっております。

附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行する。以上でございます。

土木課長（三輪眞士君） 議案第21号市道の廃止について御説明を申し上げます。

1枚はねていただき、廃止路線調書をごらんください。

内容といたしましては、路線の再編成に伴い、27路線につきまして廃止をさせていただくものでございます。

続きまして、議案第22号市道認定について御説明を申し上げます。

1枚はねていただき、認定路線調書をごらんください。

内容といたしましては、道路整備に伴い、23路線につきまして認定をさせていただくものでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） お諮りします。

本案21件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~

日程第34 発議第1号 特別委員会の設置について

議長（黒宮喜四美君） 日程第34、発議第1号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者の三宮十五郎議員に提案理由の説明を求めます。

16番（三宮十五郎君） 発議第1号、議会広報特別委員会の設置について、提案理由の説明を申し上げます。

これまで議会の活動内容を広く市民の皆さんに知らせ、開かれた議会を目指していくために議会だよりを発行しておりますが、今後も継続していくために設置するものでございます。皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定しました。

お諮りします。

ただいま設置された特別委員会は、閉会中も審査を継続する委員会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま設置された特別委員会は、閉会中も審査を継続する委員会とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置された特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、正・副委員長も名簿のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~

午前11時38分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒宮喜四美

同 議員 山 口 敏 子

同 議員 小 坂 井 実